平成２０年１０月

国際金融不安への対応に関する緊急要望

〜中堅・中小企業への円滑な資金供給を〜

大 阪 商 工 会 議 所

米国に端を発した国際的な金融市場の混乱が世界各国に飛び火し、市場の混乱をもたらしている。各国政府ならびに中央銀行が緊密な連携の下で懸命の金融安定化策を打ち出してはいるものの、先行き不透明感は依然として払拭されていない。また、わが国においても、輸出減少や原材料高などにより景気の後退色が強まりつつある中、中堅・中小企業の資金調達環境の悪化など、実体経済への一層のマイナス影響が危惧される。

こうした状況の下で、政府ならびに日本銀行は、金融不安を一刻も早く解消するよう引き続き政策を総動員するとともに、企業の資金繰りなどに万全の対策を打つべきであり、とりわけ、下記事項に特段の配慮を払われるよう強く要望する。

記

１　各国政府・中央銀行との緊密な連携により市場の動揺を抑止されたい。

米国の不良債権処理が金融安定化法に基づき着実に進められるとともに、金融機関への資本注入などあらゆる手立てが迅速に講じられ、信用不安が早期に払拭されることを切望する。

このため、わが国政府は、かつての不良債権処理の経験を踏まえ、米国に大胆な政策遂行を引き続き強く求められたい。

また、日本銀行は主要国の中央銀行と連携し、市場への潤沢な資金供給を継続されたい。

２　中堅・中小企業の資金繰りに万全を期されたい。

国内において最も憂慮すべきは、信用不安や株価下落が金融機関の貸出態度の引き締めへとつながり、中堅・中小企業の資金調達に深刻な影響が及ぶことである。

本来健全な企業が資金繰りのために行き詰まる事態を未然に防ぐため、民間金融機関の貸し渋りに十分留意しつつ、下記の施策を講じられたい。

（１）「安心実現のための緊急総合対策」の速やかな実施と、信用保証制度の更なる拡充

まずは「安心実現のための緊急総合対策」に盛り込まれた施策を早急に実施に移されたい。

また、中小企業の資金繰り悪化を未然に防ぐため、金融不安に対応した信用保証枠を拡充されるとともに、責任共有制度の対象外である「小口零細企業保証制度」の保証限度額（現状：１２５０万円）を拡大されたい。

（２）政策融資の強化

政策融資を担う㈱日本政策金融公庫には、安定的かつ低利な資金供給機能を維持・拡充されたい。特に、セーフティネット貸付に関しては、対象の拡大、貸付金利の引き下げ、貸付金額の拡大など、制度強化を図られたい。同時に、第三者保証を不要とする融資や無担保融資の拡充など、政策金融機関としての役割に即し、円滑な資金供給を行われたい。

３　成長力を高めるための追加的施策に取り組まれたい。

現下の最重要課題は、景気後退を浅く、短く終わらせ、早期に経済を再浮上させることである。このため、前述の金融支援策に加え、経済の担い手である企業の事業拡大支援など、成長力を高める追加的施策を機動的に実施されたい。

（１）企業の成長力強化に資する税制の拡充

経済成長の源泉である企業の競争力強化のため、設備投資・研究開発・人材育成を促進する税制の拡充を図られたい。

（２）真に必要なインフラの前倒し整備

政府・自治体には、今こそ将来の国や地域の成長力を高める真に必要な空港・港湾・道路などのインフラの前倒し整備に大胆に取り組まれたい。

以　上